

宮津市公報

平成26年5月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

規 則

- 11 宮津市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 65 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 1
66 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 1
67 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 2
68 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 2
69 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 2
70 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 3
71 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 3
72 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 3
73 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 4
74 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 4
75 地縁による団体の認可 4
76 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 5
77 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 5
78 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 6
79 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 6
80 宮津市海洋釣り場の利用料金の承認 6
81 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託 7
82 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 7
83 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 7
84 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更 7

公 告

- 15 条件付一般競争入札の実施 8
16 条件付一般競争入札の実施 10
17 消防訓練におけるサイレンの吹鳴 12
18 平成25年度情報公開制度の運用状況 12
19 平成25年度個人情報保護制度の運用状況 13
20 農用地利用集積計画の縦覧 14

水 道 企 業

《告 示》

- 3 水道使用料金等の徴収の事務委託 14

教 育 委 員 会

《告 示》

- 6 宮津市教育委員会臨時会の招集 15
7 宮津市教育委員会定例会の招集 15

選挙管理委員会

《告示》

- 26 京都府知事選挙の開票時刻の繰上げ 15
27 宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程 15

農業委員会

《告示》

- 4 宮津市農業委員会総会の招集 18

規 則

宮津市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月25日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第11号

宮津市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

宮津市予防接種事故災害補償規則（平成25年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中

42,200,000円	を	42,100,000円	に改める。
42,200,000円		42,100,000円	
28,098,000円		28,031,000円	
21,451,000円		21,400,000円	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条第2項の規定は、平成26年4月1日以後に発見した事故に係る災害補償について適用する。

告 示

宮津市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成13年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 波路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 徳田芳弘
- 3 変更年月日 平成26年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成26年4月5日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 新宮自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 三原 宏明

3 変更年月日 平成26年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成26年4月5日

宮津市長 井上 正嗣

———— * * * ————

宮津市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 溝尻自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 城崎 茂樹

3 変更年月日 平成26年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成26年4月5日

宮津市長 井上 正嗣

———— * * * ————

宮津市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 鶴賀自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 矢野 孝雄

3 変更年月日 平成26年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成26年4月8日

宮津市長 井上 正嗣

———— * * * ————

宮津市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年5月23日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 漁師町自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 事務所の所在地

<省略>

(2) 代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 福井 壽雄

3 変更年月日 平成26年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成26年4月8日

宮津市長 井上 正嗣

————— * * * —————

宮津市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年5月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 由良脇自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 坂下 衛

3 変更年月日 平成26年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成26年4月8日

宮津市長 井上 正嗣

————— * * * —————

宮津市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年3月30日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 中津自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 大垣 宰平

3 変更年月日 平成26年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成26年4月8日

宮津市長 井上 正嗣

————— * * * —————

宮津市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年5月10日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 島陰自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 縁田 芳道

3 変更年月日 平成26年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成26年4月8日

宮津市長 井上 正嗣

————— * * * —————

宮津市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 浜野路自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 中西 一雄

3 変更年月日 平成26年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成26年4月8日

宮津市長 井上 正嗣

————— * * * —————

宮津市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成21年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 由良宮本自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省略>

氏名 森本 松二

3 変更年月日 平成26年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成26年4月8日

宮津市長 井上 正嗣

————— * * * —————

宮津市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月11日

宮津市長 井上 正嗣

認可を行った地縁による団体

1 名称 山中自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成

に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡
 - (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
 - (3) 集会施設等の維持管理
 - (4) 各種団体との連絡調整
 - (5) その他本会の目的達成に必要な事項
- 3 区 域 宮津市字山中の区域
- 4 主たる事務所の所在地 宮津市字山中57番地
- 5 代表者の氏名及び住所
氏 名 稲 岡 義 孝
住 所 <省略>
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無
- 7 代理人の有無 無
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日 平成26年4月11日

————— * * * —————

宮津市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 曾根元 重 幸
- 3 変更年月日 平成26年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成26年4月11日

宮津市長 井 上 正 嗣

————— * * * —————

宮津市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 獅子自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 柴 田 圭 吾
- 3 変更年月日 平成26年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成26年4月11日

宮津市長 井 上 正 嗣

———— * * * ————

宮津市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 脇の浜自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 柴田 圭吾
- 3 変更年月日 平成26年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成26年4月11日

宮津市長 井上 正嗣

———— * * * ————

宮津市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 吉岡 信幸
- 3 変更年月日 平成26年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成26年4月11日

宮津市長 井上 正嗣

———— * * * ————

宮津市告示第80号

宮津市海洋釣り場の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市海洋釣り場条例施行規則（平成2年規則第22号）第4条第3項の規定により告示する。

平成26年4月18日

宮津市長 井上 正嗣

1 利用料金

	使用区分		利用料金の額
釣りを目的として使用する場合	1人1回につき	一般	1,100円
		小学生及び中学生	550円
釣り以外を目的として使用する場合	1人1回につき	一般	220円
		小学生及び中学生	110円

備考 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。

- 2 適用年月日
平成26年4月21日

———— * * * ————

宮津市告示第81号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を平成26年4月23日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月22日

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

住 所	氏 名
<省略>	磯 田 充 亮
<省略>	一 野 真奈美
<省略>	園 好 司
<省略>	松 田 篤 二
<省略>	南 佑次郎

————— * * * —————

宮津市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年12月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中村自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 平 田 常 雄
- 3 変更年月日 平成26年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成26年4月25日

宮津市長 井上正嗣

————— * * * —————

宮津市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 福田自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 宇 野 洋 一
- 3 変更年月日 平成26年4月19日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成26年4月25日

宮津市長 井上正嗣

————— * * * —————

宮津市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成25年9月2日付けで認

可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 つつじが丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 太田垣 保 夫
- 3 変更年月日 平成26年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成26年4月25日

宮津市長 井上正嗣

公 告

宮津市公告第15号

条件付一般競争入札の実施について

宮津小学校太陽光発電設備設置工事（宮繰教小第1号）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月2日

宮津市長 井上正嗣

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名 宮津小学校太陽光発電設備設置工事
 - (2) 工事番号 宮繰教小第1号
 - (3) 工事場所 宮津市字外側地内
 - (4) 工事概要 太陽光発電設備工事 1式
太陽光発電パネル容量 10.5 Kw
パワーコンディショナー容量 10 Kw
蓄電池容量 16.9 Kw
建築工事 1式
電気設備工事 1式
 - (5) 工事期間 契約日の翌日から平成26年9月30日まで
- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
担当室 宮津市教育委員会事務局総括室（施設係）
宮津市役所別館4階
郵便番号 626-8501
所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1
電話番号 0772-45-1662（直通）
FAX番号 0772-22-8438
E-mail sisetsu@city.miyazu.kyoto.jp
- 3 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 許可の種類 電気工事業に係る建設業の許可
 - (2) 許可業種 電気工事
 - (3) 経審総合評定値 電気工事の総合点が800点以上
 - (4) 営業所所在地 京都府を含む近畿圏内で本社・営業所を置く者
 - (5) 施工実績 過去10年間の元請負又は一次下請けで太陽光発電設備設置工事の実績があること

- と。
- (6) 配置予定技術者 主任技術者として「電気工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (7) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。
- 4 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
- ア 同種工事の施工実績調書（別記様式2）
- 3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。
- イ 配置予定技術者調書（別記様式3）
- 3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。
- なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。
- また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。
- 技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- ウ 確認資料
- 次に掲げる書類を提出すること。
- (ア) アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写し
- (イ) イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し
- 5 入札手続等
- (1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間
- 平成26年4月2日（水）から平成26年4月11日（金）までの午前9時から午後4時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）
- (2) 設計図書等の閲覧期間
- 平成26年4月2日（水）から平成26年4月16日（水）までの午前9時から午後4時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）
- 閲覧場所 2に示す担当室に同じ
- *）設計図書は、宮津市ホームページに掲載する。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の受付
- 平成26年4月2日（水）から平成26年4月11日（金）までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。）ただし、郵送の場合は平成26年4月11日（金）の午後4時までに必着とする。
- (4) 質問の受付
- 設計図書に関する質問
- 平成26年4月16日（水）まで、設計図書に関する質疑書（別記様式5）を提出すること。
- ただし、郵送又はFAXの場合は平成26年4月16日（水）の午後4時までに必着とする。
- (5) 回答の閲覧
- 設計図書に関する回答
- 平成26年4月21日（月）
- 閲覧場所 2に示す担当室に同じ
- *）回答書は、宮津市ホームページに掲載する。（申請書、入札に関する質問は、随時口頭により回答する。）

- (6) 入札日時及び場所
平成26年4月25日（金）午後1時30分
宮津市役所本館南棟1階第2会議室
- (7) その他
入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。
- 6 入札参加資格の確認
入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。
- 7 落札者の決定方法
予定価格（38,880,000円税込み）の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。
- 8 入札保証金及び契約保証金に関する事項
(1) 入札保証金については免除とする。
(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 9 支払条件
(1) 前払金
請負代金の6割以内（うち中間前払金2割）とする。
(2) 部分払
部分払いは3回までとする。
- 10 その他
(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。
(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。
(3) 技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

————— * * * —————

宮津市公告第16号

条件付一般競争入札の実施について

宮津市民体育館太陽光発電設備設置工事（宮繰教社第1号）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月2日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 宮津市民体育館太陽光発電設備設置工事
(2) 工事番号 宮繰教社第1号
(3) 工事場所 宮津市字浜町地内
(4) 工事概要 太陽光発電設備工事 1式
太陽光発電パネル容量 10 Kw
パワーコンディショナー容量 10 Kw
蓄電池容量 15 Kw
建築工事 1式
電気設備工事 1式
(5) 工事期間 契約日の翌日から平成26年9月30日まで
- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
担当室 宮津市教育委員会事務局総括室（社会教育係）
宮津市役所別館4階

郵便番号 626-8501
所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1
電話番号 0772-45-1642 (直通)
FAX番号 0772-22-8438
E-mail s-kyoiku@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 許可の種類 電気工事業に係る建設業の許可
- (2) 許可業種 電気工事
- (3) 経審総合評定値 電気工事の総合点が800点以上
- (4) 営業所所在地 京都府を含む近畿圏内で本社・営業所を置く者
- (5) 施工実績 過去10年間の元請負又は一次下請けで太陽光発電設備設置工事の実績があること。
- (6) 配置予定技術者 主任技術者として「電気工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (7) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書 (別記様式1)
- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
 - ア 同種工事の施工実績調書 (別記様式2)
3に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。

イ 配置予定技術者調書 (別記様式3)

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者 (以下「技術者」という。)の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

- (ア) アの同種工事の施工実績及びイの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写し
- (イ) イの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

- (1) 入札参加資格確認申請書等の配布期間
平成26年4月2日 (水) から平成26年4月11日 (金) までの午前9時から午後4時まで (期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)
- (2) 設計図書等の閲覧期間
平成26年4月2日 (水) から平成26年4月16日 (水) までの午前9時から午後4時まで (期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。)
閲覧場所 2に示す担当室と同じ
*) 設計図書は、宮津市ホームページに掲載する。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の受付
平成26年4月2日 (水) から平成26年4月11日 (金) までの午前9時から午後5時まで (期間中の土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く。) ただし、郵送の場合は平成26年4月11日 (金) の午後

4時までに必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書に関する質問

平成26年4月16日（水）まで、設計図書に関する質疑書（別記様式5）を提出すること。
ただし、郵送又はFAXの場合は平成26年4月16日（水）の午後4時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書に関する回答

平成26年4月21日（月）

閲覧場所 2に示す担当室と同じ

*）回答書は、宮津市ホームページに掲載する。（申請書、入札に関する質問は、随時口頭により回答する。）

(6) 入札日時及び場所

平成26年4月25日（金）午後1時45分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の確認について別途通知する。

7 落札者の決定方法

予定価格（34,884,000円税込み）の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

9 支払条件

(1) 前払金

請負代金の6割以内（うち中間前払金2割）とする。

(2) 部分払

部分払いは3回までとする。

10 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

(3) 技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第17号

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により、消防車が消防訓練においてサイレンを吹鳴するので、次のとおり公告します。

平成26年4月2日

宮津市長 井上正嗣

場 所	吹鳴日時	出場車両
宮津市字由良地内	平成26年4月20日 午前9時00分ごろ	11台

* * *

宮津市公告第18号

宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）第20条の規定により、平成25年度における制度の運用

状況を次のとおり公表します。

平成26年4月11日

宮津市長 井上正嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						取下げ	
		開 示		不開示	却下	不存在	計		
		全部開示	部分開示						
市 長	62	57	41	16	2	0	1	60	2
教育委員会	1	0	0	0	0	0	0	0	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審 査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	63	57	41	16	2	0	1	60	3

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったものうち、平成25年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

* * *

宮津市公告第19号

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）第27条の規定により、平成25年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成26年4月11日

宮津市長 井上正嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						取下げ	
		開 示		不開示	却下	不存在	計		
		全部開示	部分開示						
市 長	4	4	3	1	0	0	0	4	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0

公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	4	4	3	1	0	0	0	4	0

注 「請求件数」とは、宮津市個人情報保護条例第13条第1項の規定により開示請求のあったもののうち、平成25年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

* * *

宮津市公告第20号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成26年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成26年4月15日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成26年4月15日

至 平成26年4月29日

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館3階）

水 道 企 業

〈告 示〉

宮津市水道告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を平成26年4月23日から平成27年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成26年4月22日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

徴収事務受託者

住 所	氏 名
宮津市宇鶴賀2164番地の15	公益社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター 理事長 岩 瀬 英 輔
<省略>	杉末自治会 会長 石 橋 久 夫

教育委員会**〈告 示〉**

宮津市教育委員会告示第6号

平成26年第5回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年4月11日

宮津市教育委員会

委員長 生駒 正子

- 1 日 時 平成26年4月14日（月）午前8時40分
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第7号

平成26年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成26年4月22日

宮津市教育委員会

委員長 生駒 正子

- 1 日 時 平成26年4月23日（水）午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会**〈告 示〉**

宮津市選挙管理委員会告示第26号

平成26年3月20日付け宮津市選挙管理委員会告示第18号で告示した平成26年4月6日執行の京都府知事選挙における開票の時刻は15分繰り上げ午後8時45分とする。

平成26年4月6日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第27号

宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月30日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

宮津市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

宮津市公職選挙事務執行規程（昭和59年選管告示第5号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

「 」を「 」に、「表に」を「この券に」に改め、「期
受付番号」

日前投票ができますので」を削り、「玄関ホール」の次に「・午前8時30分から午後8時まで」を加え、「へお越しく下さい（期日前投票所は午前8時30分から午後8時までです。）」を「で投票ができます。事前に期日前投票宣誓書の用紙をご希望の方は問い合わせください」に改める。

様式第3号備考中「身体の故障、文盲等」を「心身の故障その他の事由」に改める。

様式第19号の11別紙その1の表備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

- 2 拡声機は、公費負担の対象ではありませんので、宮津市に支払を請求することはできません。

様式第19号の11別紙その2第1号の表備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

2 拡声機は、公費負担の対象ではありませんので、宮津市に支払を請求することはできません。様式第19号の11別紙その2第2号の表備考に次のように加える。

5 (ア)の「計」欄は、単価に総販売量を乗じて得た額(円未満切捨て)を記載してください。

販売日ごとの販売金額の合計とは一致しなくても差し支えありません。

様式第51号中

②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
を記載したものの候補者でない者の氏名	したもののきかない者の氏名を記載候補者となることので	名を記載したものの二人以上の候補者の氏	の氏名を記載したものの被選挙権のない候補者	事を記載したものの候補者の氏名のほか他	ないもの候補者の氏名を自書し	のたかを確認しがたいも候補者の何人を記載し	の白紙のまま投票したも	の単に雑事を記載したも

⑪	⑫	
したものの単に記号・符号を記載	その他の	計

②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
たもの候補者でない者又は候補者となることができ	名を記載したものの二人以上の候補者の氏	の氏名を記載したものの被選挙権のない候補者	他事を記載したものの候補者の氏名のほか、	ないもの候補者の氏名を自書し	たかを確認し難いも候補者の何人を記載し	白紙投票	の単に雑事を記載したも	したものの単に記号、符号を記載	合計

に改める。

様式第53号を次のように改める。

様式第53号（第92条関係）

（不在者投票経費の請求書）

請 求 書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし 年 月 日執行の何選挙における不在者投票に要した経費
 不在者投票をした選挙人の数 人
 （1人につき 727円）
 不在者投票外部立会人の数 人

上記の金額を請求します。

年 月 日

宮津市長 氏 名 様

請求者

住 所（病院等所在地）

名 称（病院等名）

印

職・氏名（病院長等名）

印

支 払 方 法 の 指 定	本書の金額は、下記口座に振込み願います。		
	口座開設場所 及び預金種別	銀行 (金庫) 普通・当座 第	支店 (本) 号
	フリガナ		
	口座名義		

備考

- 1 投票した選挙人の氏名及び選挙名の記載した一覧表を添付してください。
- 2 不在者投票外部立会人の数は、市区町村選挙管理委員会が選定した外部立会人が、不在者投票に立ち会った場合のみ記載し、不在者投票経費内訳（外部立会人）を添付してください。
- 3 「口座開設場所及び預金種別」並びに「口座名義」（フリガナ含む。）を明記してください。
- 4 法人の代表者が請求する場合は、請求者の住所は法人の所在地とし、法人名の後に、指定施設の名称を（ ）書きで記載してください。
- 5 請求者印（法人経営施設の場合）は、①法人の代表者が請求する場合は、「法人名が表示されている法人の代表者印」又は「法人印及び法人の代表者印」、②施設の長が請求する場合は、「法人名、施設名が表示されている施設長印（長の公印）」又は「法人名が表示されている施設印と長の私印」を押印してください。
- 6 請求者と口座名義が異なる場合は、委任状を添付してください。ただし、法人経営施設の施設長が請求し、法人名義の口座に振り込む場合は、委任状は不要です。

(別紙)

不在者投票経費内訳 (外部立会人)

- 1 外部立会人の氏名・住所
氏名
住所
- 2 上記外部立会人を選定した選挙管理委員会名
- 3 不在者投票の立会の実績
立会日 平成 年 月 日
立会時間 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
立会場所
- 4 不在者投票者総数
_____ 人
- 5 要した費用の額
_____ 円

備考

- 1 請求の際には、謝金領収書及び立会人に係る市区町村の選定通知の写しを添付してください。
- 2 当該経費は、市区町村選挙管理委員会が選定した外部立会人が、不在者投票に立ち会った場合のみ請求できます。
- 3 1回当たりの従事時間が7時間以下の場合は、以下の計算式に基づき、経費を請求してください。また、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。
要した経費の額 (円未満切り捨て) = 10,700円 × 事務従事時間 / 8.5
- 4 1回当たりの従事時間が7時間を超えて8.5時間未満の場合は、1日としてください。
- 5 外部立会人が複数の選挙について立会を行った場合は、当該選挙を管理する各選挙管理委員会に対して、要した経費の額を選挙人の人数により按分して請求してください。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

農業委員会**〈告示〉**

宮津市農業委員会告示第4号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成26年4月3日

宮津市農業委員会
会長 小嶋保徳

- 1 日 時 平成26年4月11日(金) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
議第10号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
議第11号 非農地証明について